

太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 16 号

太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中

「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 20 条第 7 号中「及び第 3 項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第 3 項に規定する選考の方法」を加える。

第 22 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 25 条中「幼稚園」を「学校教育法第 1 条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第 28 条第 2 項」を「同法第 28 条第 2 項」に改める。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 36 条第 1 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め

る。

第 37 条第 1 項中「第 28 条」を「第 27 条」に、「第 31 条」を「第 27 条」に、「第 33 条」を「第 27 条」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、同条第 4 項中「満 3 歳未満」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法」を「前 2 項の特定地域型保育事業者は、前 2 項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項及び第 41 条中「満 3 歳未満」を削る。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満」を削り、同項第 3 号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項、第 11 項及び第 12 項において同じ。）により特定地域型保育（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第 19 条第 3 号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第 7 項中「以上のものに限

る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とし、同条第 9 項中「第 1 項第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 43 条第 1 項中「保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第 46 条第 7 号中「第 39 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を、「選考」の次に「の」を加える。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「満 3 歳未満」を削る。

第 48 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 49 条第 2 項中「満 3 歳未満」を削る。

第 50 条中「満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条」を「第 14 条」に改め、「第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」の次に「、第 25 条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第 51 条第 1 項中「事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条」を「第 52 条」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「給付費をいう。次条第 3 項」を「給付費をいう。次条第 3 項及び第 52 条第 3 項」に、「第 40 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項、第 39 条第 3 項及び第 40 条第 2 項」に、「含む。次条第 3 項」を「含む。第 52 条第 3 項」に、「以下この章」を「以下この章（第 43 条第 1 項を除く。）」に、「同条第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特

定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「前条」を「第 51 条」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。